

建設工事下請負等取扱要綱

(趣旨)

第1条 県が発注する建設工事の下請負人等の選定等については、法令、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、入札参加にあたっての留意事項（平成6年3月30日監－1744）及び建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日監－1640）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(下請負人等の選定等)

第2条 受注者（県から直接建設工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該建設工事において、次の各号のいずれかに該当する者と下請契約（建設工事の一部について締結される請負契約をいう。以下同じ。）を締結してはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成6年9月13日監－848）に基づく指名停止の期間中の者

2 契約担当者は、受注者に対し、当該建設工事について下請契約を締結するときは、県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。第5条第3項第1号において同じ。）を有する者をその相手方とするよう要請するものとする。

3 契約担当者は、受注者に対し、当該建設工事の材料の調達に係る契約を締結するときは、県内に本店を有する者をその相手方とし、及び調達する材料を県産品とするよう要請するものとする。

第2条の2 受注者は、当該建設工事において、建設業者のうち次の各号のいずれかに該当する者を下請人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出をしていない者
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出をしていない者
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない者

第3条 受注者は、当該建設工事の下請負人（下請契約における請負人をいう。以下同じ。）に対し、第2条第1項各号及び前条各号に掲げる者を下請契約の相手方とすることがないよう指導するものとする。

2 受注者は、当該建設工事の下請負人に対し、当該建設工事について下請契約又は当該建設工事の材料の調達に係る契約を締結するときは、前条第2項及び第3項の要請の趣旨を踏まえ、県内経済の健全な発展に配慮するよう指導するものとする。

(要請の方法)

第4条 第2条第2項及び第3項の規定による要請は、契約事項への記載、要請文の掲示及び配布により行うものとする。

(下請負届等)

第5条 受注者は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、次に掲げる事項について、直ちに契約担当者に届け出なければならない。

- (1) 下請契約の相手方である下請負人の商号又は名称、住所及び代表者の氏名並びに建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）にあつては、その建設業許可番号

及び主任技術者の氏名

(2) 下請契約の概要

(3) その他契約担当者が必要と認める事項

2 前項の規定による届出は、様式第1号による届出書（以下「下請負届」という。）により行うものとする。

3 受注者は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、次に掲げる事項について点検し、その点検の結果を記録した点検票（以下「下請契約等自己点検票」という。）を作成し、及び作成した下請契約等自己点検票を下請負届に添付して契約担当者に提出しなければならない。

(1) 下請契約の相手方である下請負人の建設業許可及び健康保険等の加入の状況並びに県内に本店を有する者以外の者にあつては、その選定の理由

(2) 下請契約に係る建設業法第19条第1項の規定による書面の状況

(3) その他契約担当者が必要と認める事項

4 下請契約等自己点検票の様式は、様式第2号によるものとする。

（下請契約の締結とみなす行為）

第6条 受注者が、いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、その役員でない者又は雇用契約を締結していない者を当該建設工事に従事させている場合は、前条の規定の適用上、他の建設業を営む者と下請契約を締結したものとみなす。

（下請負届等の審査及び受注者に対する助言又は指導等）

第7条 契約担当者は、提出を受けた下請負届及び下請契約等自己点検票の内容を審査し、適当でないと認める場合においては、受注者に対し、助言又は指導を行うものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による助言又は指導を受けた受注者に対する建設工事下請負等実地調査実施要領（平成28年1月8日建政-1354）に基づく実地調査（以下「実地調査」という。）の実施その他下請契約の適正化等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、受注者が当該建設工事について秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成9年8月8日監-1397）に基づく低入札価格調査を経て契約を締結した者である場合は、第1項の規定による助言又は指導の有無にかかわらず、当該受注者に対する実地調査の実施その他下請契約の適正化等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（行政機関等に対する情報の提供等）

第8条 契約担当者は、県が発注する建設工事において、その受注者又は下請負人に建設業法の規定若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2第5号から第7号までに掲げる規定に違反すると疑うに足る事実があるとき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるとき、又は健康保険法若しくは厚生年金保険法若しくは雇用保険法の規定に違反して健康保険等に参加していない事実があるときは、行政機関等に対する照会、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月24日建政-1725）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 「県工事に係る下請負届等の取扱いについて」（平成4年2月20日監-1639）、「下請負届の提出の徹底について」（平成5年3月30日監-1938）、「下請契約に関する指導に

ついて」（平成５年９月１日監－７９１）、「下請負人の選定のあり方について」（平成１６年１２月１５日建管－２０４２）、「県発注工事における下請及び資材の調達に関する県内業者の優先使用について」（平成１９年３月２９日建管－２４１７）及び「建設業者への協力要請について」（平成２１年４月２４日建管－２６６）は、この要綱の施行と同時に廃止する。

附 則（令和２年９月２９日建政－６８８）

この要綱は、令和２年１０月１日から施行し、同日以後に入札公告等を行う建設工事から適用する。

(様式第 1 号)

年 月 日

秋田県知事(地方公所の長) あて

(届出人)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下 請 負 届

工事の一部を下請負に付したので、秋田県財務規則（昭和 3 9 年秋田県規則第 4 号）第 1 9 7 条第 1 項及び契約事項第 7 条の規定に基づき、届出します。

1 工事番号、工事名

2 工事場所

3 下請負金額合計 円

4 内 訳

下請負人の商号又は 名 称 、 住 所 及 び 代 表 者 の 氏 名	建 設 業 許 可 番 号	主 任 技 術 者 の 氏 名	下請工事の概要	下 請 負 金 額
				円

※下請契約等自己点検票を添付すること。
※施工体制台帳（添付書類を含む）の写しは監督員に提出すること。

(様式第2号)

点検日： 年 月 日

下請契約等自己点検票

商号又は名称
代表者氏名

印

下請負人名

(注1)

項目	内容	適否 (注2)	備考 (注2)
下請負人の選定	下請工事の種類に対応する有効な建設業許可を有する者である (注3)		
	社会保険等未加入業者でない		
	指名停止期間中の者でない		
	工事の施工について著しく不適当な者でない		
	県内に本店を有する者である		
下請契約締結のあり方	建設業法第19条第1項第1号から第14号までに掲げる事項の全てが書面で定められている		
	法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示し、当該見積書を徴収している		
	対等な立場で公正な契約を適正な額の請負代金で締結しており、下請負人へのしわ寄せはない		
	契約締結後に、使用資材等の購入先を指定し購入させるような行為は行っていない		
下請契約書上の下請代金の支払に関する規定	労務費相当分は現金払とする		
	手形期間は90日以内である		
	県から前払金（部分払）が支払われる場合、下請負人に対して前払金（部分払）を支払う		
一括下請負の有無	一括して請け負わせていない		
その他	暴力団又は暴力団員による被害又は不当要求はない		
	その他建設業法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法等の規定に違反する事実はない		

(注1) 下請負人毎に別表とすること。

(注2) 自己点検の結果について、適否欄に適・否を記載し、備考欄に理由や方針等を記載すること。

(注3) 土木工事業（土木一式工事）又は建築工事業（建築一式工事）の許可のみ有する下請負人は、500万円以上の専門工事を請け負うことができないので、このことに十分留意すること。

(参考) 下請契約等自己点検要領

点検項目		点検要領
下請負人の選定	下請工事の種類に対応する有効な建設業許可を有する者であるか	【適】となる例 - 有効な建設業許可を有する者である。(備考欄への記載は不要) - 有効な建設業許可はないが、法令で定める軽微な工事に該当する。(備考欄にその旨を記載) 【否】となる例 - 有効な建設業許可はなく、法令で定める軽微な工事にも該当しない。 ※この場合、受注者は、直ちに下請負人の変更等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	社会保険等未加入業者でないか	【適】となる例 - 加入している者である。(備考欄への記載は不要) - 適用除外のため加入していない者である。(備考欄にその旨を記載) 【否】となる例 - 適用対象であるにもかかわらず加入していない者である。 ※この場合、受注者は、直ちに下請負人の変更等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	指名停止期間中の者でないか	【適】となる例 - 指名停止期間中の者でない。(備考欄への記載は不要) - 指名停止期間中の者であるが、指名停止開始日より前に下請契約を締結した。(備考欄にその旨を記載) 【否】となる例 - 指名停止期間中の者であり、指名停止開始日以後に下請契約を締結した。 ※この場合、受注者は、直ちに下請負人の変更等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	工事の施工について著しく不適当な者でないか	【適】となる例 - 工事を的確に施工しうる技術・技能が全くない等の著しく不適当な者でない。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 - 工事を的確に施工しうる技術・技能が全くない等、著しく不適当な者である。 ※この場合、受注者は、直ちに下請負人の変更等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	県内に本店を有する者であるか	【適】となる例 - 県内に本店（建設業法上の主たる営業所を含む。）を有する者である。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 - 県内に本店（建設業法上の主たる営業所を含む。）を有する者以外の者である。 ※備考欄に、下請負人として当該者を選定した理由等について具体的に記載してください。

下請契約 締結のあり方	建設業法第19条第1項第1号から第14号までに掲げる事項の全てが書面で定められているか	【適】となる例 ・全ての事項について書面で定めている。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 ・全部又は一部の事項について書面で定めていない。 ※この場合、受注者は、適正な書面契約の締結等の是正措置を講じる必要があります。備考欄に、講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。
	法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示し、当該見積書を徴収している	【適】となる例 ・法定福利費が明示された見積書を徴収している。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 ・徴収した見積書に法定福利費が明示されていない。 ※この場合、受注者は、法定福利費が明示された見積書を徴収する等の是正措置を講じる必要があります。備考欄に、講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。
	対等な立場で公正な契約を適正な額の請負代金で締結しており、下請負人へのしわ寄せはないか	【適】となる例 ・下請負人へのしわ寄せはない。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 ・下請負人へのしわ寄せがある。 ※この場合、受注者は、直ちに請負代金の増額等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	契約締結後に、使用資材等の購入先を指定し購入させるような行為は行っていないか	【適】となる例 ・購入先を指定し購入させる行為は行っていない。(備考欄への記載は不要) ・契約締結前に購入先を指定している。(備考欄にその旨を記載) 【否】となる例 ・契約締結後に、自己の地位を不当に利用して、購入先を指定し、下請負人に購入させて、その利害を害している。 ※この場合、受注者は、直ちに当該下請負人が被った損害の賠償等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
下請契約 書上の下請代金の支払に関する規定	労務費相当分は現金払とするか	【適】となる例 ・全て現金払としている。(備考欄への記載は不要) ・一部手形払としているが、労務費相当分は現金払としている。(備考欄にその旨を記載) 【否】となる例 ・全て手形払としている。 ※この場合、受注者は、契約の変更等の是正措置を講じる必要があります。備考欄に、講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。
	手形期間は90日以内であるか	【適】となる例 ・全て現金払としている。(備考欄への記載は不要) ・一部手形払としているが、手形期間は90日以内である。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 ・一部手形払としているが、手形期間は90日超120日以内である。 ※備考欄に、契約の変更等講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記

		載してください。 一部手形払としているが、手形期間は120日を超えている。 ※この場合、受注者は、契約の変更等の是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
	県から前払金(部分払)が支払われる場合、下請負人に対して前払金(部分払)を支払うか	【適】となる例 - 県から前払金(部分払)は支払われない予定である。(備考欄への記載は不要) - 県から前払金(部分払)が支払われる予定であり、下請負人に対して前払金(部分払)を支払う予定である。(備考欄への記載は不要) - 県から前払金(部分払)が支払われる予定であるが、下請負人と合意の上、当該下請負人に対して前払金(部分払)を支払わないこととしている。(備考欄にその旨を記載) 【否】となる例 - 県から前払金(部分払)が支払われる予定であるが、下請負人に対して前払金(部分払)を支払う予定はなく、このことについて下請負人との合意はない。 ※この場合、受注者は、下請負人の意思を確認した上で契約の変更等の是正措置を講じる必要があります。備考欄に、講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。
一括下請負の有無	一括して請け負わせていないか	【適】となる例 - 一括下請負でない。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 - 一括下請負である。 ※この場合、受注者は、直ちに是正措置を講じる必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。
その他	暴力団又は暴力団員による被害又は不当要求はないか	【適】となる例 - 被害又は不当要求はない。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 - 被害又は不当要求がある。 ※この場合、受注者は、直ちに警察に通報するとともに、県に報告する必要があります。
	その他建設業法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法等の規定に違反する事実はないか	【適】となる例 - 当該事実はない。(備考欄への記載は不要) 【否】となる例 - 当該事実がある。 ※この場合、受注者は、直ちに是正措置を講じるとともに、行政庁等に通報する必要があります。是正後に、再度、自己点検を行い、自己点検票を作成し、県に提出してください。

(参考)

入札参加者並びに受注者の皆様へ

～ 県内企業の優先活用をお願いします ～

皆様には日頃県政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では社会資本整備の着実な推進を図っていますが、県内経済の発展のためには、地域経済に対する公共工事を通じた波及効果の拡大が求められています。

このため、県発注工事に限らず、皆様が受注した県内工事における下請負人の選定に当たっては、これまでも県内に本店を有する者の優先的活用を強くお願いしてまいりましたが、引き続き皆様の御協力が必要であると考えております。

どうか皆様におかれましては、県内工事の県経済への波及効果を一層高めるため、下請負人の選定のみならず資材の調達や運送等多方面にわたり、県内企業を優先的に活用してくださるよう強く要請します。

年 月 日

各 位

秋田県知事